

東日本大震災緊急保証認定（イ）

認定要件 下記1～3のすべてに該当している場合に限りです。

1. 申請者が、東日本大震災発生前から船橋市で事業を行っており、信用保証協会の保証を受けられる※業種に属する事業を行う中小企業者であること。（※業種については、信用保証協会のホームページにてご確認ください。）
2. 震災の発生後、最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が震災の影響を受ける直前の同期の売上高等に比して10%以上減少していること。
3. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が船橋市内にあること。

提出書類

（法人・個人事業主 共通に必要なもの）

① 認定申請書 2通

※ 実印を押印してください。必ず捨印を押印して下さい。

② 震災後最近3か月分と震災の影響を受ける直前同期の3か月分の「残高試算表」の写しまたは「損益計算書」の写し（税理士等が作成したもの）

※ 「震災後最近3か月」とは原則として「申請月の前月までの3か月」または「申請月の前々月までの3か月」と捉えます。

※ 「震災の影響を受ける直前の同期」は、平成22年1月以降が起算月となります（震災後一定期間後に影響を受けた場合は、震災後の前年同期でも可）。

※ 残高試算表等の写しの余白（複数ある場合は最初のページの余白）に、「原本と相違ありません」と記載のうえ、法人名（個人名）・代表者名の記入、実印の押印をお願いします。

③ 東日本大震災緊急保証認定申請書に係る積算根拠資料（イ）

（船橋市指定用紙）

（法人の場合 上記①②③以外に必要なもの）

④ 直近期の決算書（税務署受理印のあるもの）

※ 決算書は審査終了後に返却いたします。

⑤ 商業登記簿の写し（「履歴事項全部証明書」）

⑥ 許認可業種の場合は許認可証等の写し

（個人事業主の場合 上記①②③以外に必要なもの）

④ 直近の確定申告書の写し（税務署受理印のあるもの）

⑤ 許認可・登録業種の場合は許認可証等の写し

-
- ◆ 上記①②③④⑤の書類を船橋市役所4階商工振興課窓口にご提出ください。
 - ◆ 申請者の業務内容及び上記提出書類についてお聞きすることがありますので、提出者と申請者が異なる場合は、詳細を返答できる方が来庁してください。名刺・社員証の写し等を提出していただく場合があります。
 - ◆ 上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。
 - ◆ 認定書の有効期間は発行日から30日間です。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書 ((1) イ関係)

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

捨印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日

年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

$\frac{B-A}{B}$

×100

減少率 % (実績)

A: 震災の発生後最近3か月間の売上高等

円

B: 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高等

円

船商第 号
令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

認定者名

船橋市長

松戸 徹

印

本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済である場合に使用する。
(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込み(融資資金の申込み)を行うことが必要です。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書 ((1) イ関係)

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

捨印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日

年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B}$$

×100

減少率 % (実績)

A : 震災の発生後最近3か月間の売上高等

円

B : 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高等

円

船商第 号
令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

認定者名

船橋市長

松戸 徹

印

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済である場合に使用する。
(留意事項)

- ③ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ④ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込み(融資資金の申込み)を行うことが必要です。

記入例

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書 ((1) イ関係)

船橋市長 あて

押印する印は実印
をお願いします。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

船橋市は特定被災区域です。
船橋市で事業を開始した日付を
記入して下さい。

1 特定被災区域内での事業開始年月日

年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$

減少率 % (実績)

A : 震災の発生後最近3か月間の売上高等

円

B : 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高等

円

↓ 以下の欄は記入不要です。

船商第 号
令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

認定者名

船橋市長

松戸 徹

印

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済である場合に使用する。
(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込み(融資資金の申込み)を行うことが必要です。

左余白に捺印の押印をお願いします。

東日本大震災緊急保証認定申請書に係る積算根拠資料

(イ)

船橋市長あて

下記の記載事項について、内容に相違ないことを誓約いたします。

捨印

申請者

住所

氏名

実印

- ◆ 売上高の金額は、添付の「残高試算表」または「損益計算書」等の資料の数字を転記してください。

1. 売上額及び減少率算出表

業種名		業	
震災後最近3か月の売上高		震災の影響を受ける直前となる左記の同期の3か月間の売上高	
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
3か月計 A	円	3か月計 B	円
減少率 … $(B - A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \Rightarrow 10$			

※最近3か月とは原則として「申請月（市に提出する月）の前月までの3か月」または「申請月の前々月までの3か月」と捉えます。

※B欄は、平成22年1月以降を起算月とする3か月の売上高計を記入して下さい。